

松戸市虐待防止条例制定の経緯

令和7年度 第1回松戸市虐待防止連携推進会

令和7年7月28日(月)

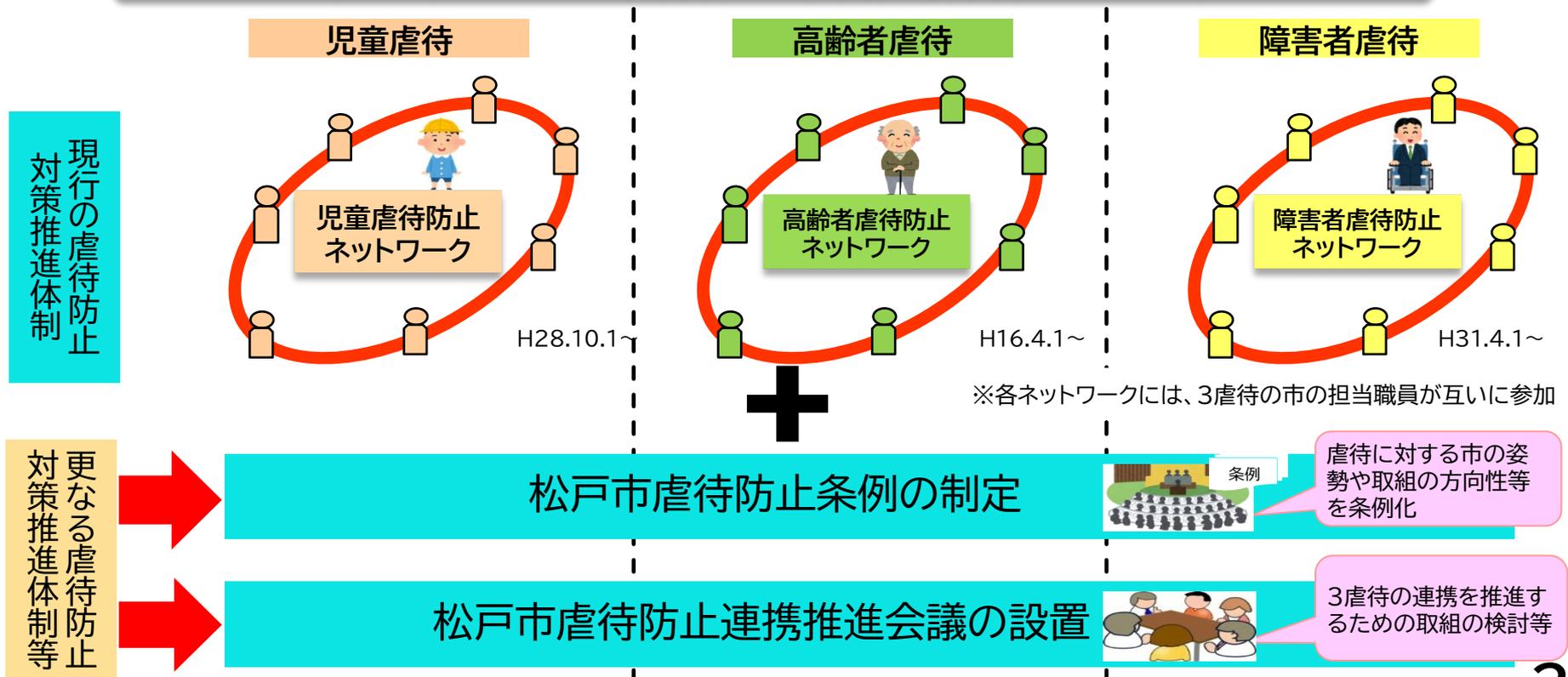
虐待防止条例制定の経緯について

○虐待防止条例制定の経緯

本市では、3虐待(児童、高齢者及び障害者に対する虐待)の通告・通報件数等が増加傾向にある中で、近隣市の児童虐待事件の発生、関係機関における3虐待連携した取組の検討が進められるとともに、令和元年度に3つの虐待防止ネットワークが整備されるに至ったことを契機として、更なる虐待防止対策に関する議論・動きが加速したことにより、以下の事項に取り組むこととなった。

- ・本市の虐待に対する姿勢等を示すために松戸市虐待防止条例の制定
- ・3虐待(児童、高齢者及び障害者に対する虐待)の連携を推進するために松戸市虐待防止連携推進会議の設置

松戸市における虐待防止対策推進体制(イメージ)



松戸市虐待防止条例について (施行期日:令和2年4月1日)

条例の目的

虐待のない誰もが安心して暮らせるまちの実現

基本理念

- ① 虐待は、人権侵害行為であり、決して行ってはならない。
- ② 命と尊厳を守ることを最優先に、被養護者等の利益が最大限考慮されること、被養護者等・養護者等の人権が共に尊重されること
- ③ 市、市民、関係団体、地域社会が主体的かつ協力して取り組む。

市を挙げて
取り組むこと

方針を共有して
取り組むこと

児童・高齢者・障害者
虐待防止対策の連携

各主体の責務・役割

- 【市】
虐待防止対策を推進します
- 【市民】
虐待防止への理解を深めます
- 【関係団体】
早期発見に努めます
市の施策に協力します
- 【地域社会】
児童・高齢者・障害者のいる家庭と積極的に
関わり合いを持ち、安心して生活できる
環境づくりに努めます

施策の取組の方向性

- 通告・相談しやすい環境にします
- 虐待を受けた人の安全が速やかに
確認できるように協力します
- 安心して子育て・介護等ができる
地域づくりに努めます
- 支援を行う際、虐待を受けた人の
意思を尊重します
- 虐待に関する研修等を実施すると
共に参加しやすい環境を整えます
- 正しい知識の普及や意識高揚を
図るために啓発します

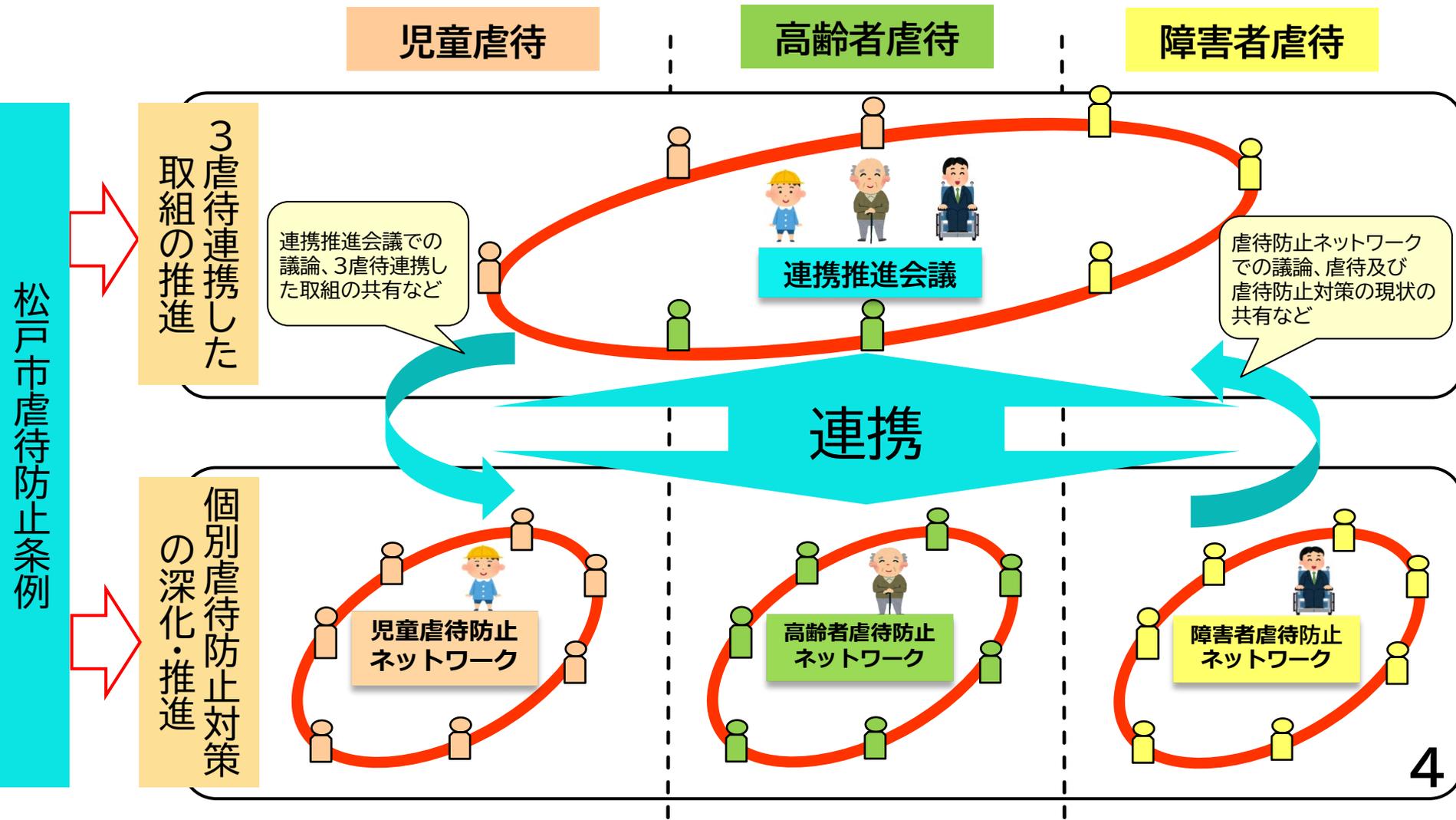
推進体制整備

- 3虐待で連携した効果的取組を
推進するため体制の整備

松戸市虐待防止連携
推進会議の設置

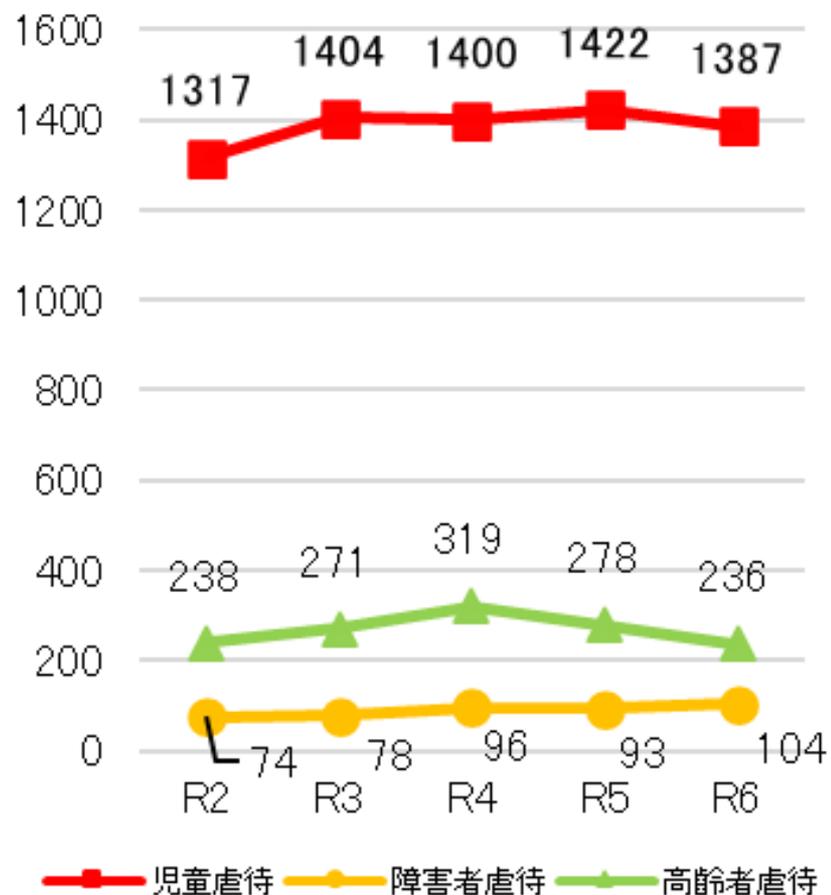
連携推進会議と虐待防止ネットワークの連携(イメージ)

- 連携推進会議は、3虐待(児童、高齢者及び障害者に対する虐待)の連携した取組を推進する。
- 各虐待防止ネットワークは、個別の虐待防止の取組を深化・推進する。
- ⇒連携推進会議と各虐待防止ネットワークは、連携を図りながら、相互補完的に取組を推進する。

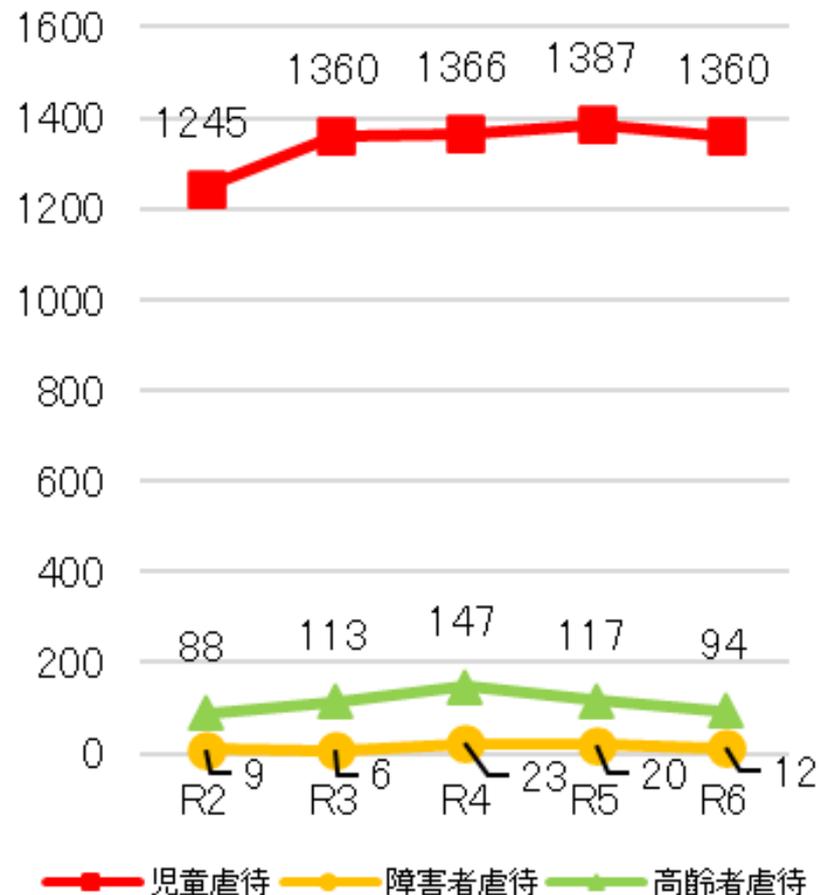


直近5か年の通報等受理・認定状況(実人数)

通告・通報件数推移



虐待認定件数推移



※施設従事者虐待も含む